

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙生企発第 3 6 号
警察庁丙人発第 2 2 7 号
警察庁丙給厚発第 2 9 号
警察庁丙地発第 3 2 号
警察庁丙刑企発第 6 6 号
警察庁丙捜一発第 1 8 号
平成 1 3 年 7 月 9 日
警察庁生活安全局長
警察庁長官官房長
警察庁刑事局長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に当たっての配偶者からの暴力事案への適切な対応について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 1 3 年法律第 3 1 号。以下「法」という。)が平成 1 3 年 4 月 6 日に成立し、同月 1 3 日に公布され、本年 1 0 月 1 3 日に施行されることとなった。

配偶者からの暴力事案への対応は、これまでも「夫から妻への暴力事案に対する警察措置上の基本的配意事項について」(平成 1 1 年 3 月 3 1 日付け警察庁丁捜一発第 4 7 号、丁地発第 2 8 号)及び「女性・子どもを守る施策実施要綱」(平成 1 1 年 1 2 月 1 6 日付け警察庁乙生発第 1 6 号、乙官発第 3 9 号、乙刑発第 1 3 号)を示達し取組みを強化してきたところであるが、法の施行に当たり、更に下記の点に留意し、遺憾のないようにされたい。

記

第 1 法の概要及び警察の今後の取組みについて

1 警察官による被害の防止(第 8 条関係)

本条では、警察官が配偶者からの暴力を認めたときは、警察法、警察官職務執行法その他の法令に基づき、暴力の制止、被害者の保護等被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることが規定されている。これは警察官として適切な措置を今後も講じていくことを確認する趣旨と解される。

措置に当たっては、「女性・子どもを守る施策実施要綱」等を踏まえ、検挙、防犯指導、関係機関・団体等の紹介、相手方への指導警告その他の事案に応じた適切な措置を引き続き講ずることとされたい。

2 関係機関の連携協力(第 9 条関係)

本条では、関係機関が被害者の保護に当たって相互に連携を図りながら協力するよう努めることが規定されている。

各都道府県警察においては、「被害者支援連絡協議会」の下に「女性被害者対策分科会」等を設けるなど関係機関等との連携を強化しているところであり、今後は、これまで培ってきた連携を通じて情報交換を活発化させるなど、各都道府県警察の実情に応じて更に緊密な連携を図っていくこととされたい。

3 裁判所への書面の提出(第 1 4 条第 2 項関係)

保護命令の要件を判断するに当たり、被害者が申立書に配偶者暴力相談支援センター又は警察に対し、相談又は援助若しくは保護（以下「相談等」という。）を求めた事実を記載した場合には、裁判所は配偶者暴力相談支援センターや警察における相談等を求めた状況について書面の提出を求めることが規定されている。

4 保護命令の通知（第15条第3項関係）

保護命令を発したときは、その旨及び保護命令の内容が申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を管轄する方面を除く方面については、方面本部長）に対して通知されることが規定されている。これは、法執行機関である警察が、発令主体である裁判所から保護命令を発した旨等について通知を受けておくことが法執行のために必要であることから規定されたものと解される。

5 被害者への配慮等（第23条関係）

本条では、警察職員を含む職務関係者が被害者の心身の状況等に十分な配慮をすべきこと、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修、啓発を行うことが規定されている。

「配偶者からの暴力」が犯罪であるという意識が加害者にほとんどなく、被害者が精神的に無力になるなどという配偶者からの暴力事案の特性等を、全警察職員に理解させ、被害者の立場に立った適切な措置を講ずることができるよう、研修を一層充実させていくこととされたい。

第2 配偶者からの暴力に関する相談等の記録及び保管に関する考え方について

保護命令に関する規定が適正かつ円滑に施行されるためには、警察職員に対し被害者が相談等を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を、適切に記録し保管しておく必要がある。

警察では、「困りごと相談業務の強化について」（平成12年3月4日付け警察庁丙生企発第61号、丙総発第10号）により相談事案の取扱い状況について、記録及び保存の徹底を図ってきたところであるが、今後は、従来作成していた相談記録簿や現場臨場に関する書類等に代えて裁判所に対して提出する書面として記録する別添1「配偶者からの暴力相談等対応票」及び別添2等（別添1に記載する事項以外の部内処理のために必要な事項に関し、別添2を参考として都道府県警察において定める書面をいい、都道府県警察において同じ目的から現在使用されている様式の書面を含む。）を作成し、これらを警察活動のために用いるとともに、別添1の写しを裁判所に対する回答書面として活用することとする。

なお、別添1の保存期間は、最低3年を目安として各都道府県の実情に応じて定められたい。

1 受理及び記録の担当の在り方

配偶者からの暴力に関する相談等（110番通報を除く。以下同じ。）については、従来のとおり、相談等を求められたそれぞれの部署において責任を持って別添1及び別添2等に記録を行うものとする。記録後速やかに、別添1の写しを、警察本部では生活安全部庶務担当課に、警察署では生活安全担当課に

送付するものとする。

ただし、警察署において、交番等の生活安全担当課以外の相談窓口が配偶者からの暴力に関して相談を求められた場合には、生活安全担当課からの助言を受けるなど、適切な記録化に配慮すること。

なお、配偶者からの暴力に関する110番通報を受理した場合、当該受理者は別添1を作成せず、緊急の事案であって現場臨場が必要なものについては現場臨場した部署において別添1を作成するものとし、その他の事案については、相談窓口の電話番号を教示したりするなど、適切な対応を図ること。

2 別添1及び別添2等の作成を要する場合

警察職員が「申立人」になり得る者とその配偶者間に関する問題について、その者から相談等を求められたと認められる場合は、全事案について別添1及び別添2等の書面を作成するものとする。

「相談等を求められたと認められる場合」には、被害届又は告訴・告発を受理した場合が含まれることがあると解されるため、これらの場合には別添1及び別添2等を作成しなければならないものとする。

3 記録の時期

別添1の記録は、相談等を求められた際、又は被害届等の受理後速やかに、記録を行い保管する。

数回にわたり相談等を求められた場合においては、それぞれの日時、場所等の情報が必要となるため、それぞれ別添1の記録を行うこととする。

4 記録に関する留意事項

- (1) 申立人が法第12条第1項第3号に基づき申立書に記載する、警察に対して相談等を求めた事実については、特に時期的な制限がないため、法の施行前に相談等を求めた事実があれば、法第14条第2項に基づいて裁判所から書面を要求されることとなる。よって、遅くとも本通達発出から1ヶ月後には、警察において相談等を求められた全事案について別添1が作成されるよう速やかに準備を進めること。
- (2) 被害者から相談等を求められ記録する際には、現場臨場した場合でも、警察署等の適切な施設で行い、また、外から見えない相談室等で話を聞くなど、相談者の安全の確保及びプライバシーに十分に配慮して対応すること。

第3 裁判所への書面の提出等について

1 裁判所からの書面要求への回答等を担当する窓口

相談等の記録は上記のとおり各取扱部署において作成するものとするが、警察本部にあっては生活安全部庶務担当課、警察署にあっては生活安全担当課が、各取扱部署から送付された別添1の写しを一元的に管理し、記載内容の確認等の最終的な点検を行い、裁判所から書面要求がされた場合には速やかに回答するものとする。また、保護命令の内容等について通知の窓口としても対応すること。

保護命令の通知、その後の対応等については、別途通達する。

なお、警察署においては、「女性・子どもを守る施策実施要綱」により通達さ

れた「女性に対する暴力」対策係を可能な限り設け、裁判所からの書面要求への回答等を担当する窓口に関する事務を処理することとされたい。

2 裁判所からの書面要求への回答時の留意事項

警察署が法第14条第2項に基づき裁判所から書面の提出を求められた場合には、速やかに、警察本部生活安全部庶務担当課に連絡するなど、警察本部生活安全部庶務担当課において別添1の記載内容、提出状況等について把握できるよう所要の措置をとること。

3 別添1準備前の事案について、裁判所から書面要求された時の対応

別添1による記録化がなされていない段階における警察での相談等の取扱い状況について裁判所から書面要求された場合は、当該相談等を担当した部署において、当該相談記録簿や現場臨場に関する書類等を参照し、別添1の項目に該当する記載事項があればすべて記載した上、作成された別添1の写しを回答すること。

第4 配偶者からの暴力事案への対応上のその他の留意事項について

1 被害者が相談しやすい環境の整備について

配偶者からの暴力事案の特性にかんがみ、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害を与えないよう、被害者に接する際には、被害者の立場に立ってできる限りの配慮を行うこと。

そのため、女性警察職員による被害相談対応、内装の改善等相談室の整備、被害者と加害者である被害者の配偶者とが遭遇しないような相談の実施等被害者が相談・申告しやすい環境の整備を図るための取組みを更に積極的に推進すること。

2 現場臨場時の配慮について

110番通報等による現場臨場の際には、まさに配偶者が暴力をふるっているところである場合も多いと思料されるため、被害者の生命及び身体の安全の確保を最優先するとともに、受傷事故の防止にも十分に配慮すること。

3 被害者に対する加害者からの搜索願の届出の受理について

警察における家出人発見活動は、家出人の保護を図り、その他保護者等の期待にこたえることを目的としており、加害者が被害者を探すための手段として利用されてはならないことは当然である。

よって、加害者である被害者の配偶者から搜索願が提出される段階で配偶者からの暴力を理由として家を出ている事実を把握している場合には、搜索願を受理しないこと。

また、搜索願を受理した後に、当該搜索願が加害者である被害者の配偶者から出されたものであることが判明した場合は、被害者の意思に従い、その生存のみを連絡するなど、被害者の立場に立って、適切な措置を講ずること。

配偶者からの暴力相談等対応票

その1

受理日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
取扱者	所属 ○○県 警察署	
	氏名	
相談等の態様	☐ 来室 ☐ 電話 ☐ その他()	
被害者	氏名	性別 男 女
	生年月日 年 月 日 (歳)	
	住所	
代理人	氏名	性別 男 女
	生年月日 年 月 日 (歳)	
	住所	
	被害者との関係 ☐ 父母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 弁護士 ☐ その他()	
被害者の 同伴者	性別 男 女	
	被害者との関係 ☐ 父母 ☐ 子 ☐ 兄弟姉妹 ☐ その他親族 ☐ その他同居人 ☐ 職場関係者 ☐ 弁護士 ☐ その他知人 ☐ その他()	
加害者	氏名	性別 男 女
	生年月日 年 月 日 (歳)	
	住所	

一時避難先等の閲覧されることが不適切な住所は記載しないこと。その場合は、生活の本拠としている地（住民票の地等）を記載し、（避難中）と付記すること。

相 談 等 の 内 容		
種別	☐ 相談 ☐ 援助要求 ☐ 保護要求 ☐ 被害届・告訴状受理（複数選択可）	
直近の被害時期	年 月 日 時 分ころ	
被害歴	（ ）[日・週・月・年] 前から	
被害頻度	（ ）[日・週・月・年] に（ ）回	
被害状況	最もひどかったケガ	全治（ ）[日・週・月] 症状（ ） 通院の有無 ☐ あり ☐ なし 入院の有無 ☐ あり ☐ なし （どのように暴力を振るわれたのか）
	現在のケガの状態	全治（ ）[日・週・月] 症状（ ） 通院の有無 ☐ あり ☐ なし 入院の有無 ☐ あり ☐ なし （どのように暴力を振るわれたのか）
被害場所	☐ 被害者住所に同じ ☐ 加害者住所に同じ （加害者住所が被害者住所と異なる場合にチェックすること。） ☐ その他（ ）	警察官 ☐ 現場臨場 ☐ 非臨場
被害者の要望	（複数選択可） ☐ 事件化希望 ☐ 関係機関についての情報提供（機関名： ） ☐ 保護命令制度についての情報提供 ☐ 加害者に対する指導・警告希望 ☐ 自衛・対応策についての情報提供 ☐ その他（ ）	

その他被害者が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況
--

この欄には、上記各欄に記載していない事項で、特記すべき客観的事実があれば記載すること。
--

相談等に対して執った措置

☐ 被害届・告訴状の受理
--

(複数選択可)

☐ 防犯指導(指導内容:
--

)

☐ 防犯器具等の貸出し

☐ パトロールの強化
--

☐ 加害者に対する指導警告の実施(加害者の反応:
--

)

☐ 他機関への連絡(連絡先:
--

)

☐ その他(

)
